

# 民間社会福祉施設建設等整備請負契約に係る競争入札における予定価格の事前公表要綱

制 定 平成16年6月15日

改 正 平成18年4月 1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人及びその他の法人並びに法人化されていない建設主体（以下「社会福祉法人等」という。）が横浜市から建設費等助成を受けて民間社会福祉施設等を整備する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約（以下「工事請負契約」という。）に係る価格の情報を探ろうとする不正な動きの防止、不正な入札の抑止など、入札・契約制度の透明性・公正性の向上を図るため、予定価格の入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 予定価格の事前公表の対象とする契約は、原則として、すべての競争入札に付する工事請負契約とする。

(事前公表する価格)

第3条 事前公表する価格は、次に掲げる金額とする。

競争入札に付する事項の総額について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に求めた金額とする。

(事前公表の方法)

第4条 予定価格の事前公表は、次の方法により行うものとする。

(1) 一般競争入札の場合 入札公告文及び入札説明書に予定価格を記載する。

(2) 指名競争入札の場合 指名通知書に予定価格を記載する。

2 一般競争入札において、前項第1号によりがたい場合には、一般競争入札参加資格確認結果通知書に予定価格を記載することにより事前公表を行うことが出来る。

(設計内訳書)

第5条 社会福祉法人等は、入札に使用する設計内訳書を予定価格決定後速やかに、横浜市健康福祉局の事業所管課に届け出る。

(入札回数)

第6条 予定価格の事前公表をした場合は、入札の回数は1回とし、1回の入札で落札者が決定しないときは当該入札を不調とする。

(工事費内訳書の提出)

第7条 予定価格の事前公表をした場合は、入札参加者全員に工事費内訳書を提出させるものとする。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、予定価格の事前公表を実施するにあたり必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。